

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針

(平成二十七年農林水産省告示第七百五十六号)

本指針は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための基本的な指針として、法第五条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針及び法第六条第一項の規定に基づき市町村が作成する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の指針となるべきものを定めるものである。

第一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項

一 農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「農業の有する多面的機能」という。）を有している。

農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、その発揮に必要な農用地（法第三条第二項に規定する

農用地をいう。以下同じ。）、農業用水路、農業用道路等（以下「農業資源」という。）の維持・管理的確に行っていくことが重要となっている。

二 しかしながら、我が国の農村においては、次のような課題があり、農業の有する多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。また、我が国の農村の自然環境は、農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるため、我が国の農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換することが必要となっている。

(一) 過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下等による、農業の有する多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農業資源の管理活動（以下「共同活動」という。）の低迷

(二) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等における、農業の有する多面的機能の発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になっている地域の増加

三 このような状況を踏まえて、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、平成二十六年から、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払からなる日本型直接支払を創設したところであるが、これらの支払の対象となる農業者団体等による各種の取組を促進していくことは、

農業の有する多面的機能の現在及び将来における適切な発揮を期する上で重要な意義を有するものである。

四 また、こうした農業者団体等が行う取組を促進することは、農地の集積に伴い増大する農業用水路や農業用道路等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減し、担い手への農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするという効果を有している。

五 以上を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標は、農業者団体等が行う取組を促進することを通じて、農業の有する多面的機能を適切に発揮し、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるようにすることとする。

第二 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

一 農業の有する多面的機能は、農業資源が地理的なまとまりをもって適切な状態で維持・管理され、かつ、そこで農業生産活動が営まれることによって、より効果的に発揮されるものである。このため、第六条第一項に規定する促進計画（以下「促進計画」という。）において、その区域を定め、農業者団体等が行う取組を促進する区域を明らかにすることとしている。

二 区域の設定に当たっては、多面的機能発揮促進事業が、農用地の保全に資するものであるとともに、農業の構造改革を後押しする効果を有することを踏まえ、地域の農業の振興に資するよう、農業振興地域整備計画その他地域の農業の振興に関する計画との調和を保つものとする。

このことを踏まえ、促進計画の区域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内に存する農用地や、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区内に存する農用地などを中心として、地域ごとの自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、市町村が農業者団体等が行う取組を促進すべきと考える区域を各市町村の実情に応じ的確に促進計画の区域として設定するものとする。

三 なお、法第六条第二項第四号の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）を促進計画に定める場合には、当該区域内の土地は、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、多面的機能発揮促進事業の実施期間が満了している場合に限って農用地区域からの除外が認められるため、当該事業の実施期間中は同法第三条に規定する農用地等を農業振興地域整備計画で指定された用途以外に利用することは困難となる。この

ため、市町村は、促進計画において重点区域を定める場合には、当該重点区域内の土地の権利者の意向、都市計画その他の土地利用計画との調和など、幅広い観点から十分に検討を行うことが必要であることに留意するものとする。

第三 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項

一 法第三条第三項第一号に規定する事業（以下「一号事業」という。）に関する基本的な事項

一号事業は、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業をいい、農業者等による地域的な共同活動として行われる泥上げ、草刈り等の取組を組織的・計画的に行い、将来にわたって当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図ること又は当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図ることを目的とする事業である。

農業者団体等は、一号事業を実施しようとする場合には、法第七条第二項各号に掲げる事項のみでなく、共同活動の在り方について、農業者団体等の構成員の間で合意されるよう努めるとともに、事業計画の認定の申請に先立ち、原則として五年間を期間とする活動の実施時期等の計画を定める文書（以下「活動計画書」という。）を作成し、当該活動計画書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない

ない。

二 法第三条第三項第二号に規定する事業（以下「二号事業」という。）に関する基本的事項

二号事業は、中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業をいい、中山間地域等の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業である。

農業者団体等は、二号事業を実施しようとする場合には、事業計画の認定の申請に先立ち、農業生産活動を行う地域の関係者の間で、実施期間を五年間とする農業生産活動の継続的な実施に関する実施体制等を定める協定を文書で締結し、当該文書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない。

三 法第三条第三項第三号に規定する事業（以下「三号事業」という。）に関する基本的事項

三号事業は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業をいい、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進し、その普及・定着を図ることを目的とする事業である。

農業者団体等は、三号事業を実施しようとする場合には、農業者団体等の構成員の間で地域の実態に

即した自然環境の保全に資する農業生産活動の普及に向けた合意形成を図り、事業計画の認定の申請に先立ち、原則として五年間を期間とする営農活動の実施時期等の計画を定める文書（以下「営農活動計画書」という。）を作成し、当該営農活動計画書に即して事業計画を定めるよう努めなければならない。

農林水産大臣は、法第三条第三項第三号に規定する「自然環境の保全に資する農業の生産方式」に用いる農業に関する技術を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。協議の際、環境大臣は、環境の保全の観点から特に必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、意見を述べることができる。

四 その他

国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。また、都道府県段階においても第三者委員会を設置し、都道府県内における法に基づく施策の点検及び効果の評価を行うよう努めなければならない。

第四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項

一 推進体制の整備に関する事項

農業者団体等が行う取組の効果的な促進を図るためには、地域の特性を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

効率的な推進を図るため、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である。

二 国、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での連携に関する事項

国は、都道府県、市町村、農業者団体その他の関係者間での情報共有や定期的な意見交換その他の取組が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。